

第52期 中 間 決 算 公 告

平成29年12月29日

東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)

株式会社ハナ銀行 在日支店

日本における代表者 朴 鍾緒

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 評価後、その他有価証券評価差額金参入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法 | 定率法 |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 | 期末のTT仲値 |
| ④ 貸倒引当金の計上方法 | 債権分類に応じた比率に基づき計上 |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法 | 期末要支給額の100% |
| ⑥ リース取引の処理方法 | 経費処理 |
| ⑦ ヘッジ会計の方法 | 該当無 |
| ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 該当無 |
| ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価会計 |
| ⑩ その他採用した重要な会計方針 | 該当無 |

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） 該当無

(4) 金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） 該当無

(6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項 該当無

(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項 該当無

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

破綻先債権： 0	延滞債権： 221百万円	3ヶ月以上延滞債権： 23百万円
貸出条件緩和債権： 4,079百万円	合計額： 4,323百万円	

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当無

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当無

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当無

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 該当無

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 該当無

(14) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 該当無

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当無

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

平成 29 年 4 月 1 日から
第3 損益計算書
平成 29 年 9 月 30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	1,470	役務取引等費用	43
資金運用収益	777	外国為替支払手数料	
貸出金利息	665	内国為替支払手数料	17
有価証券利息 配当金	9	その他の役務費用	25
コールローン利息		特定取引費用	
買現先利息		商品有価証券費用	
債券貸借取引受入利息		特定取引有価証券費用	
買入手形利息		特定金融派生商品費用	
預け金利息	4	その他の特定取引費用	
金利スワップ受入利息		その他業務費用	2
外国為替受入利息	59	外国為替売買損	
本支店為替尻受入利息	21	国債等債券売却損	
その他の受入利息	17	国債等債券償還損	
役務取引等収益	214	国債等債券償却	
外国為替受入手数料	128	金融派生商品費用	
内国為替受入手数料	44	その他の業務費用	2
その他の役務収益	42	営業経費	426
特定取引収益		その他経常費用	269
商品有価証券収益		貸倒引当金繰入額	260
特定取引有価証券収益		貸出金償却	
特定金融派生商品収益		株式等売却損	
その他の特定取引収益		株式等償却	
その他業務収益	145	金銭の信託運用損	
外国為替売買益	145	その他の経常費用	9
国債等債券売却益			
国債等債券償還益		経常利益	483
金融派生商品収益		(又は経常損失)	
その他業務収益		特別利益	26
その他経常収益	332	固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益	307	負ののれん発生益	
償却債権取立益	25	金融商品取引責任準備金取崩額	
株式等売却益		その他の特別利益	26
金銭の信託運用益			
その他の経常収益		特別損失	
経常費用	986	固定資産処分損	
資金調達費用	244	減損損失	
預金利息	23	金融商品取引責任準備金繰入額	
譲渡性預金利息	12	その他の特別損失	
コールマネー利息			
売現先利息		税引前当期純利益	510
債券貸借取引支払利息		(又は税引前当期純損失)	
売渡手形利息		法人税、住民税及び事業税	69
コマmercial・ペーパー利息		法人税等調整額	
借用金利息	10	法人税等合計	69
金利スワップ支払利息		当期純利益	440
外国為替支払利息		(又は当期純損失)	
本支店為替尻支払利息	179	繰越利益剰余金(当期首残高)	△ 79
その他の支払利息	18	本店への送金	
		(本店からの補填金)	
		繰越利益剰余金	361

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）	1 百万円
(1) 間接経費割当額	43 百万円
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。